

## よりん彩活動支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、よりん彩活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、男女共同参画社会の実現に向け、鳥取県内で活動する団体、グループ、若者グループ等（以下「団体等」という）が、自ら企画し開催する普及啓発事業（公開講座、研修支援講座及び若者企画講座）、環境支援事業及び調査研究事業に対して鳥取県男女共同参画センター（以下「センター」という）が支援、補助することにより、男女共同参画に関する県民への普及啓発を促進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる団体等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金に応募できる団体等は、別表の第2欄に掲げる団体とする。

3 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額から県補助金以外の収入額（以下「その他の収入額」という。）を差し引いた額以下とする。（限度額は同表の第3欄に掲げる額とする。）

4 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、男女共同参画センター所長（以下「センター長」という）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号から第3号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号から様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (対象事業の調査)

第5条 センター長は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 センター長は、第4条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項のセンター長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第6号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第7号により速やかにセンター長に報告し、センター長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、センター長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業		2 事業実施主体	3 補助率及び限度額	4 補助対象経費
普及啓発事業	公開講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3人以上で組織する団体またはグループであること。</li> <li>○団体事務局又は活動のための拠点が鳥取県内に所在すること。</li> <li>○自立的に活動をしている実績が概ね1年以上あること</li> <li>○事業実施体制が整っていること。</li> </ul>	補助率10/10 限度額12万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助事業を実施するために必要と県が認める経費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝金</li> <li>・講師旅費</li> <li>・会場借上料</li> <li>・託児費（下記の環境支援事業に準ずる）</li> <li>・印刷費</li> <li>・通信運搬費 等</li> </ul> </li> <li>○団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、団体等構成員に対する個人給付的な経費、食糧費（事業実施に必要な不可欠なものは除く）等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。</li> <li>○公開講座にあっては、会場借上料への補助金の充当額は補助金額の2分の1以内とする。</li> </ul>
	研修支援講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政治活動・宗教活動、または営利を目的とした活動でないこと。</li> <li>○同一事業で他機関等の補助・助成または委託を受けていないこと。</li> <li>○暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。</li> </ul> <p>※ただし、同一団体等による本事業の実施は、同一年度に1回限りとする。</p>	補助率10/10 限度額2万5千円	
	若者企画講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内の大学、短期大学、高等専門学校、及び専修学校、各種学校の学生・生徒、及び地域で活動する若者等、3人以上からなるグループ（若者グループ）</li> <li>○自立的に活動をしている実績が概ね1年以上あること</li> <li>○事業実施体制が整っていること。</li> <li>○政治活動・宗教活動、または営利を目的とした活動でないこと。</li> <li>○同一事業で他機関等の補助・助成または委託を受けていないこと。</li> <li>○暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。</li> </ul> <p>※ただし、同一団体等による本事業の実施は、同一年度に1回限りとする。</p>	補助率10/10 限度額5万円	

	1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助率及び 限度額	4 補助対象経費
環境支援事業	<p>上記の普及啓発事業（以下「普及啓発事業」という。）又は普及啓発事業の要件に適合する事業の実施に伴う託児サービスの提供であること。なお、幼児と託児スタッフの配置割合が概ね次のとおりであること</p> <p>(3歳未満児) 1 : 1 (3歳以上児) 3 : 1</p>	<p>○普及啓発事業の事業実施主体の要件に適合すること</p>	<p>補助率 1/2 限度額 2万5千円</p>	<p>○補助事業を実施するために必要と県が認める託児費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・託児スタッフの人件費(1時間当たり1,500円が上限)</li> <li>・旅費</li> <li>・託児室借上料等</li> </ul> <p>※なお、普及啓発事業と併用する場合は、普及啓発事業の補助対象経費と当該補助金との差額のうち、上記託児費に相当する経費を補助対象経費とみなすものとする。</p>
調査研究等事業	<p>男女共同参画に関する調査研究で、その成果を県民に還元できる内容であること。</p>	<p>○上記の普及啓発事業の事業実施主体の要件に適合すること。</p> <p>※ただし、同一団体等による本事業の実施は、同一年度に1回限りとする。</p>	<p>補助率 10/10 限度額 15万円</p>	<p>○調査研究事業実施のために必要であると、県が認める経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費</li> <li>・通信運搬費</li> <li>・消耗品費</li> <li>・印刷製本費</li> <li>・人件費 等</li> </ul> <p>○団体等の運営に係る経常的な経費等、交付対象として不相当と認められる経費は対象としない。</p>

申請用

年 月 日

鳥取県男女共同参画センター  
所 長 (氏 名) 様

〒  
(住所)

(団体名)

(代表者職及び氏名)

印

令和 年度よりん彩活動支援事業補助金交付申請書

令和 年度よりん彩活動支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金の名称	よりん彩活動支援事業補助金 <input type="checkbox"/> 公開講座 <input type="checkbox"/> 研修支援講座 <input type="checkbox"/> 若者企画講座 <input type="checkbox"/> 環境支援事業
算定基準額 (見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 (様式第1号) 2 収支予算書 (様式第2号) 3 団体等調書 (様式第3号) 4 講師選定書

〔概算払が必要な理由〕





様式第2号（第4条関係）

令和 年度 よりん彩活動支援事業補助金 収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分		予算額	積 算 内 訳
県補助金			
その 他 の 収 入 ※			
合 計			

※参加費、充当する自主財源等を記入すること

※普及啓発事業（公開講座、研修支援講座又は若者企画講座）と環境支援事業を併用する場合には、県補助金の積算内訳の欄に、補助事業ごとの額を記入すること。

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
講師謝金		
講師旅費		
会場費		
託児費		
その他経費		
合 計		

※収入と支出の合計額が同じになるようにしてください。

※普及啓発事業（公開講座、研修支援講座又は若者企画講座）と環境支援事業を併用する場合には、託児費の積算内訳の欄に、補助事業ごとの額及び対象経費を記入すること。

様式第3号（第4条関係）

令和 年度 よりん彩活動支援事業補助金団体等調書

- 1 団体名
- 2 代表者名
- 3 所在地 及び 連絡先電話番号等
- 4 設立年月日
- 5 団体の目的（会則があれば添付してください）
- 6 会員数
- 7 活動状況（過去2カ年の活動状況等）

（注）「3 所在地及び連絡先電話番号等」：複数都道府県に事務所がある場合は、本所及び鳥取県内事務所をそれぞれ記載すること。

（注）「6 会員数」：会員に団体を含む場合は当該団体会員数を計上すること。

（注）「7 活動状況」：活動時期、活動地域、活動内容等を記載すること。

令和      年度      よりん彩活動支援事業補助金グループ等調書  
（若者企画講座用）

1 若者グループ名と構成人数

（1）グループ名

（2）構成人数                      人

2 代表者名

3 所在地及び連絡先電話番号等

4 設立年月日

5 今までの活動実績等（あれば）

## 講師選定書

講師名

選定理由

講師プロフィール

これまでの主な講師歴（わかる範囲でお書きください）

※講師やパネリスト等についての情報をお書きください。  
（ホームページ等での講師紹介のコピーでもよいです）

（第 号）  
令和 年 月 日

様

鳥取県男女共同参画センター所長 （氏 名） 印

令和 年度 よりん彩活動支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった令和 年度よりん彩活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「 事業」とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、よりん彩活動支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県男女共同参画センター

所 長 (氏 名) 様

〒

(住所)

(団体名)

(代表者職氏名)

印

令和 年度よりん彩活動支援事業補助金 実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金の名称	よりん彩活動支援事業補助金 普及啓発事業 ( <input type="checkbox"/> 公開講座 <input type="checkbox"/> 研修支援講座 <input type="checkbox"/> 若者企画講座 ) <input type="checkbox"/> 環境支援事業			
交付決定	算定基準額		補助率	交付決定額
	普及啓発事業		10/10	
	環境支援事業		1/2	
	計		—	
実 績	普及啓発事業		10/10	
	環境支援事業		1/2	
	計		—	
差 引				
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書			

令和 年度 よりん彩活動支援事業補助金 事業報告書

1 事業の区分（該当する□に印を入れてください。（以下同じ））

- 公開講座                       研修支援講座                       若者企画講座  
 環境支援事業

2 事業の名称

3 事業の結果

(1) 実施日時                      年                      月                      日 ( )                      時                      分～                      時                      分

(2) 参加者数                      人 (男性                      人・女性                      人・その他                      人)

(3) 開催場所

(4) 事業概要                      ※ 当日の開催状況がわかる資料（当日資料・参加者名簿・写真・アンケート結果など）を添付すること

- ① 講座テーマ                      ・
- ② 講師氏名等                      ・
- ③ 講座の内容                      ・

4 事業成果（目標の達成状況と課題、参加者の声など）

・

5 主催者所感

・

6 参加人数が予定より大幅に少なかった場合、その原因として考えられることを記載してください。

・

様式第6号（第8条関係）

令和 年度 よりん彩活動支援事業補助金 収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	積算内訳
県補助金				
その他の収入※				
合計				

※参加費、充当する自主財源を記入すること

※普及啓発事業（公開講座、研修支援講座又は若者企画講座）と環境支援事業を併用する場合には、県補助金の積算内訳の欄に、補助事業ごとの額を記入すること。

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	積算内訳
講師謝金				
講師旅費				
会場費				
託児費				
その他経費				
合計				

※収入と支出の合計額が同じになるようにしてください。

※普及啓発事業（公開講座、研修支援講座又は若者企画講座）と環境支援事業を併用する場合には、託児費の積算内訳の欄に、補助事業ごとの額及び対象経費を記入すること。

鳥取県男女共同参画センター

所長 （ ） 様

申請者 住所

氏名

令和 年度よりん彩活動支援事業補助金仕入控除税額確定報告書

よりん彩活動支援事業補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告  
します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円

(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税額及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）

$(3 - 2) \times \frac{1 \text{ の (1) }}{1 \text{ の (2)}}$  金 円

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること。

申請用

年 月 日

鳥取県男女共同参画センター

所 長 (氏名) 様

(住所) 〒

(団体名)

(代表者職氏名)

印

令和 年度 よりん彩活動支援事業補助金 交付申請書

(調査研究等事業用)

令和 年度よりん彩活動支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金の名称	よりん彩活動支援事業補助金 調査研究等事業
算定基準額 (見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 (様式第1号) 2 収支予算書 (様式第2号) 3 団体等調書 (様式第3号)

〔概算払が必要な理由〕

様式第1号（調査研究等事業用）

令和 年度 よりん彩活動支援事業補助金 事業計画書

1 事業の区分 調査研究等事業

2 事業の名称

3 事業の目的 及び 今後の活用方法

4 事業の内容

(1) 調査予定日 年 月 ～ 年 月

(2) 調査対象者

(3) 調査範囲

(4) 調査概要

①テーマ：

②内容：

③分析の方法：

(5) 担当者名及び連絡先

様式第2号（調査研究等事業用）

令和 年度よりん彩活動支援事業補助金 収支予算書  
（調査研究等事業）

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	積算内訳
県補助金		
その他の収入※		
合計		

※参加費、充当する自主財源を記入すること

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	積算内訳
旅費		
通信運搬費		
消耗品費		
印刷製本費		
人件費		
合計		

※収入と支出の各合計額が同じになるようにしてください。

様式第 3 号（調査研究等事業用）

令和 年度よりん彩活動支援事業補助金 団体等調書

- 1 団体名
- 2 代表者名
- 3 所在地 及び 連絡先電話番号等
- 4 設立年月日
- 5 団体の目的（会則があれば添付してください）
- 6 会員数
- 7 活動状況（過去 2 カ年の活動状況等）

（注）「3 所在地及び連絡先電話番号等」：複数都道府県に事務所がある場合は、本所及び鳥取県内事務所をそれぞれ記載すること。

（注）「6 会員数」：会員に団体を含む場合は当該団体会員数を計上すること。

（注）「7 活動状況」：活動時期、活動地域、活動内容等を記載すること。

（第 号）  
令和 年 月 日

様

鳥取県男女共同参画センター 所長 （氏 名） 印

令和 年度 よりん彩活動支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった平成28年度よりん彩活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「 事業」とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、よりん彩活動支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

報告用

年 月 日

鳥取県男女共同参画センター

所 長 (氏 名) 様

〒

(住所)

(団体名)

(代表者職氏名)

印

令和 年度よりん彩活動支援事業補助金 実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、  
鳥取県補助金交付規則第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金の名称	よりん彩活動支援事業補助金 調査研究等事業	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実 績		
差 引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 調査研究のまとめ (製本冊子等)	

1 事業の区分 調査研究等事業

2 事業の名称

3 事業の内容

(1) 調査期間 年 月 ～ 年 月

(2) 調査対象者

(3) 調査範囲

(4) 調査概要調

①テーマ：

②内容：

4 調査結果（データ資料など添付）

5 今後の活用方法

令和 年度よりん彩活動支援事業補助金 収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	積算内訳
県補助金				
その他の収入※				
合計				

※参加費、充当する自主財源を記入すること

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	積算内訳
旅費				
通信運搬費				
消耗品費				
印刷製本費				
人件費				
合計				

令和 年 月 日

鳥取県男女共同参画センター  
所長（ ）様

申請者 住所  
氏名

令和 年度よりん彩活動支援事業補助金仕入控除税額確定報告書

よりん彩活動支援事業補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額	金	円
(2) 補助対象経費の額	金	円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税額及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）

$$(3 - 2) \times \frac{1 \text{の}(1)}{1 \text{の}(2)} \quad \text{金} \quad \text{円}$$

(注) 別紙として積算の内訳等を添付すること。